●都市計画公園の変更に関する主な質疑応答（令和８年 10 月１日（木）開催）

１．下池公園のこれまでの経緯

ご意見	回答
下池公園はどのような経緯で整備されたのか。	昭和 48 年に、中池・下池および現在の下池公園の範囲を都市計画公園として都市計画決定しました。その後、現在の下池公園が整備され、都市計画変更を経て現在の区域となっています。

２．公園変更の進め方・今後の予定

ご意見	回答
今後はどのように進めるのか。	都市計画公園の変更手続を進めた後、新たな公園の整備に関する条件を付して土地を売却することを検討しています。 公園の具体的な内容には未定の事項もあるため、説明会等でいただいたご意見を参考に検討を進めます。
今回の説明会は、公園の位置を決定することを目的としたものか。	市の考え方をお示しした上で、新たに整備する公園のコンセプトや必要な機能などについて、広くご意見を伺うことを目的としています。

３．新たに整備する公園の規模・位置

ご意見	回答
新たに整備する公園の面積はどの程度か。	下池・中池地区の一部に、約 1,600 ㎡の公園を整備する予定です。
1,600 ㎡とした根拠は何か。	市の開発指導要綱に基づく公園の確保面積と、現在の下池公園の面積を踏まえ、約 1,600 ㎡としています。
桝塚公園を含めて 1,600 ㎡となるのか。	桝塚公園とは別に、新たに約 1,600 ㎡の公園を整備する予定です。なお、桝塚公園の面積は約 1,300 ㎡です。
中高生なども利用できるよう、より広い公園にできないか。	幅広い世代が利用できる公園の必要性は認識しています。一方で、市の費用負担を伴わず民間事業者による整備を前提とするため、事業者に求められる整備面積には上限があります。いただいたご意見は、今後の検討の参考とします。

４．公園の整備方法・費用負担

ご意見	回答
新しい公園の整備費用は市が負担するのか。	新たな公園は、土地を購入する民間事業者が開発の中で整備し、市へ帰属することを想定しています。公園の整備そのものについて、市が新たな費用を負担することは基本的に想定していません。
公園の整備内容は、売却時の条件として設定できるのか。	公園の位置や面積、防球ネットなどについては、土地売却時の条件として設定することを考えています。いただいたご意見を参考に、設定する条件を整理・検討します。
公園を整備する事業者と、それ以外の土地を開発する事業者は同じか。	現時点では未定です。土地の売却方法や事業者の選定方法については、今後検討します。

５．公園の利用・管理

ご意見	回答
公園完成後は市が管理するのか。	公園の完成後は市が管理します。管理の方法については、現在の下池公園と同様に、常時職員や警備員を配置することは想定していません。
キャッチボールなど、ボール遊びのできる公園とするための対策はあるのか。	ボール遊びに関する具体的な利用ルールや安全対策については、現時点では未定です。防球ネットの設置を含め、公園の整備条件として設定できる内容を検討します。

６．防災機能

ご意見	回答
かまどベンチなどの防災設備を設置できないか。	防災機能を備えることについては、今後検討します。整備条件として求めることが可能かも含め、必要な設備や整備手法を整理していきます。